

発達障がい者支援体制整備基本方針

平成20年3月

大分県

目次

第1	基本方針策定の背景	1
1	発達障害者支援法について	
2	本県の発達障がいに対するこれまでの取組	
3	基本方針策定までの経過	
第2	基本方針策定の趣旨・目的	2
第3	基本方針の位置づけ	2
第4	基本方針	3
1	全てのライフステージにおける共通のニーズに対する基本方針	
(1)	発達障がいに関する知識の普及・啓発の推進	4
(2)	発達障がいに関する専門家の養成	5
(3)	関係機関の連携体制の整備	6
2	個々のライフステージにおけるニーズに対する基本方針	
(1)	乳幼児期から就学前までの時期	
	—早期発見・早期療育等の体制整備—	
ア	早期発見	7
イ	適切な療育	8
ウ	専門的診断	8
エ	家族支援	9
オ	保育所・幼稚園での支援	9
(2)	学齢期—教育的支援・発達支援の充実—	
ア	就学前から学校への移行	10
イ	特別支援教育	11
ウ	放課後及び長期休業中の発達支援	12
(3)	青年期及び成人期—就労支援・生活支援の推進—	
ア	就労支援	13
イ	地域生活支援	14
ウ	権利擁護及び行動障がいへの取組	15

第1 基本方針策定の背景

1 発達障害者支援法について

発達障害者支援法は、発達障がい者の早期発見と発達の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における支援、就労支援、発達障がい者支援センターの指定等、発達障がい者の自立及び社会参加を促進するための生活全般にわたる支援を行うことを目的としています。

また、同法で「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義づけられています。

2 本県の発達障がいに対するこれまでの取組

本県では、平成14年度から県の単独事業で「自閉症ライフサポート事業」を社会福祉法人萌葱の郷に委託するなどして発達障がい者の支援を行ってきましたが、平成17年2月からは同法人に運営を委託する形で発達障がい者支援センターを豊後大野市に開設し、4名の専門スタッフにより相談支援、発達支援、就労支援等の支援を開始しました。

また、平成18年度からは「発達障がい者支援体制整備事業」として、①発達障がい者支援体制推進会議（以下「推進会議」という。）の設置、②発達障がい者圏域支援体制整備事業、③発達障がい者支援モデル事業の3つの事業を実施し、発達障がいへの支援体制整備に向けて取組を行ってまいりました。

3 基本方針策定までの経過

推進会議では、本県における発達障がいに関する実態把握のための調査を実施して支援ニーズの把握を行うとともに、それらの実態をふまえて発達障がい者の支援体制整備の方針を策定していくという方向性が出されました。そこで、平成18年10月から翌年3月にかけて県内の保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校、養護学校、相談機関、施設及び保護者を対象とした発達障がいに関する実態調査（以下「実態調査」という。）を行い、平成19年3月15日に中間まとめ、同年8月30日に最終報告書を取りまとめました。

その後、推進会議内に7名の委員からなる基本方針策定部会を設け、平成19年11月から平成20年1月まで3回にわたって発達障がいに関する県内の実態及び問題点の検討並びにそれに対する基本方針案の検討を行ってまいりました。

第2 基本方針策定の趣旨・目的

実態調査から明らかになった支援ニーズについて、個々に具体的な支援体制整備の方針を定め、この方針に基づいた各種の施策を推進することで、発達障がいのある人が、各ライフステージを通じて一貫した支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らし、社会参加していくことができるような社会づくりをしていくことを目的とします。

第3 基本方針の位置づけ

この基本方針は、推進会議が実施した県内の実態調査の結果に基づくものであり、平成20年度から平成24年度までの5年間を目途として、本県における発達障がいに関する具体的な施策を展開していくための指針とします。

第4 基本方針

この基本方針では、実態調査において把握した5項目（①普及・啓発の推進 ②専門家の育成 ③関係機関の連携体制の整備 ④早期発見・早期療育の体制整備 ⑤就労支援・生活支援の推進）の支援ニーズに学校（学齢期）における支援の項目を加えて6項目とし、それを全てのライフステージにおける共通のニーズ（3項目）と個々のライフステージにおけるニーズ（3項目）に整理した上で、その項目ごとに方針をまとめました。

基本方針の項目

実態調査において把握した5項目

- ① 普及・啓発の推進
- ② 専門家の育成
- ③ 関係機関の連携体制の整備
- ④ 早期発見・早期療育の体制整備
- ⑤ 就労支援・生活支援の推進



全てのライフステージにおける共通のニーズ

- ① 普及・啓発の推進
- ② 専門家の育成
- ③ 関係機関の連携体制の整備

個々のライフステージにおけるニーズ

新たに加えた1項目

- ⑥ 教育的支援・発達支援の充実
（学齢期における支援）

- ① 早期発見・早期療育の体制整備
- ② 教育的支援・発達支援の充実
- ③ 就労支援・生活支援の推進

1 全てのライフステージにおける共通のニーズに対する基本方針

(1) 発達障がいに関する知識の普及・啓発の推進

〔現状と課題〕

発達障害者支援法の施行や特別支援教育の本格的導入などにより、発達障がいに関する知識や情報は普及しつつありますが、いまだに社会的な理解が不足しているため、本人の性格や親のしつけができていないせいであるといった誤った理解が根強く、本人や家族が障がいの受容過程や社会生活の中で苦しい体験を重ねているという状況が、実態調査から明らかになりました。

また、近年は、インターネットなどにより、多くの情報を簡単に得ることができるようになりましたが、誤った情報も広まりやすいという面もあります。

社会に対する発達障がいに関する正しい知識の普及・啓発を進め、社会の理解不足が原因で、発達障がい者が必要とする支援を受けられずに社会参加できないといった事態をなくしていく必要があります。

〔今後の方針〕

発達障がいに関する正しい知識の普及・啓発を図るため、県民に対して正しい理解を広げる普及・啓発活動を一層推進することとします。

- ① 普及啓発パンフレットや冊子等を作成し、保健所や医療機関、保育所・幼稚園といった関係機関や社会教育施設など県民が普段利用する機会が多い場所に配布します。
- ② 小・中・高等学校や幼稚園等の教職員や保健師、保育士など正しい知識の普及に大きな役割を果たす者が多く参加する研修会などにおいて、発達障がいに関する内容を盛り込むよう働きかけます。
- ③ 県民がインターネットを通じて直接情報を得られるように、県のホームページにおいて情報提供を行います。
- ④ 発達障がい者を雇用している事業主や発達障がい者の理解者となっている人の声を広く紹介するなどし、一般の企業や事業所に対する啓発を推進します。
- ⑤ マスコミの報道は社会に大きな影響を与えるため、マスコミに対する正しい情報提供を積極的に行います。

(2) 発達障がいに関する専門家の養成

[現状と課題]

実態調査では、研修の機会が十分ではないとの指摘があった上、現在行われている講演会や研修会に対しても「地理的に遠く参加できない。」や「もっと具体的な内容にして欲しい。」などといった意見もありました。

また、多くの機関において、専門性の向上のための研修や専門家の派遣に対するニーズが高いということも明らかとなりました。

今後は、発達障がい児（者）の支援の推進者となる専門知識を持つ人材を数多く養成する必要があります。

[今後の方針]

既にある社会資源の発達障がいに関する知識や理解を向上していくため、発達障がいに関する研修を推進します。

- ① 発達障がい者支援センター連絡協議会が実施する「発達障がい者療育専門員養成研修」を今後も継続し、専門知識の普及に努めます。
- ② 上記の研修修了者をスーパーバイザーとして活用し、関係機関に対して専門的な支援をする体制づくりを推進します。
- ③ 市町村、圏域での相談支援機能を充実するため、相談支援事業者を対象とした発達障がいに関する専門性を高める研修を推進します。
- ④ 発達障がいの早期発見の担い手でもある医師・看護師等の医療機関関係者に対する専門性の向上も必要であることから、健診担当医だけでなく一般臨床医や看護師等を対象とした普及啓発や研修を医師会・看護協会等の協力を得ながら実施していくこととします。

(3) 関係機関の連携体制の整備

[現状と課題]

発達障がい児（者）の支援のためには、医療、保健、福祉、教育、労働機関等が横断的かつ継続的に連携していく必要がありますが、現状では情報交換、情報の共有、個別ケースの検討会といった連携を行う体制が整備されていません。

実態調査により保育所・幼稚園等では、健診や発達相談を通じて関わりの深い保健所や市町村の保健師との連携が多く行われていることがわかりましたが、発達障がいのある子どもへの対応に苦慮しており、専門機関からの支援・指導の実施を望む声が強いかも明らかになりました。

連携体制を整備するとともに専門機関からの支援を受けやすい仕組みづくりが望まれています。

[今後の方針]

発達障がい者のライフステージを通じ、医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関相互の連携が円滑になされるよう、専門家を交えた連絡協議会等を整備・強化し、地域の連携体制の整備を図ります。

- ① 市町村ごとに地域自立支援協議会等の地域ネットワークを活用して、関係機関の連携体制を構築する取組を推進します。
- ② 市町村で解決できない事案に対しては圏域連絡協議会等を整備するとともに、知的障害者更生相談所や精神保健福祉センター等と連携を図り、解決に向けた取組を推進します。
- ③ 2年間モデル事業として取り組んだ圏域支援体制整備事業の成果を踏まえ、各圏域において連絡調整会議や事例研究会を開催し、関係機関連携を図るコーディネーターの配置について検討を行います。
- ④ 発達障がい児（者）が生涯一貫した支援を受けられるよう個別の支援計画の作成の普及を図り、関係機関の連携体制の整備・強化を推進します。
- ⑤ 県全体での連携体制の整備のため発達障がい者支援センター連絡協議会等の取組を充実します。
- ⑥ 発達障がい者支援センター等の専門機関が関係機関に対し、専門的な立場からの助言や技術的な支援を行う取組を推進して連携を図ります。

2 個々のライフステージにおけるニーズに対する基本方針

(1) 乳幼児期から就学前までの時期

一早期発見・早期療育等の体制整備一

ア 早期発見

〔現状と課題〕

本県においては、乳幼児健診が早期発見のための主要なスクリーニングの機会となっています。

1歳6か月児健診、3歳児健診では、歩行獲得の状況やことばの発達と対人・行動面の発達の状況等により発達障がい疑いがないかをチェックすることになりますが、健診では限られた時間内に多くの乳幼児を見なければならないため、この時点では顕在化していない発達障がい等は発見が困難な場合があります。

現状では早期発見が難しく、小学校へ入学後に種々の問題を指摘されるケースもあり、早期発見体制が十分であるとはいえません。乳幼児健診の実施主体である市町村の保健師等の見極めの能力の向上が求められるとともに、既存の健診以外の場でも障がいの早期発見につながるような取組が必要です。

〔今後の方針〕

乳幼児期から就学前までのライフステージにおいては、できるだけ早期に発見し、専門機関での療育につなげることが重要です。したがって、乳幼児健診の実施主体である市町村が早期発見できるよう技術的な指導・助言を行い、専門機関での早期療育につなげます。

- ① 市町村保健師等に対する発達障がいに関する研修を推進し、見極める力の向上を図ります。
- ② 1歳6か月児健診及び3歳児健診については、発達障がいのある幼児を見逃さないよう臨床心理士等の専門職の参加やチェックリストの改善等を働きかけます。
- ③ 健診で経過観察することとなった乳幼児の確実なフォロー体制づくりを推進します。
- ④ 5歳児健診については、未実施の市町村が早期に取り組めるよう市町村が必要とする情報を提供するなどの協力を行います。
- ⑤ 母子手帳の副読本等に発達障がいに関する情報や相談機関を掲載するなど保護者の気づきの機会を増やす取組を行います。
- ⑥ 障がいの気づきや正しい理解に役立つパンフレット等を作成し、市町村窓口や医療機関、公共施設など県民が普段利用する機会が多い場所に配布するなど、在宅の発達障がい児等の早期発見につながる取組を推進します。

イ 適切な療育

〔現状と課題〕

障がいの存在に気付いても、様々な理由からすぐに療育につながらないケースや、一度、療育につながっても成果が出てこない等の理由により療育を中止してしまうケースのあることがわかっています。

発見後できるだけ早期に療育につながるような体制づくりを推進するとともに、地域療育等支援事業所、児童デイサービス等の療育機関の専門性を一層高め、充実を図る必要があります。

〔今後の方針〕

- ① 早期に療育につながるよう保護者の状況に応じた情報提供、保護者同士による情報交換の場づくり等を検討します。
- ② 療育機関が発達障がいについての専門性を一層高めるよう研修等の取組を推進します。
- ③ 療育経過等の情報を次のライフステージに円滑につなげ、生涯一貫した支援の基礎を築くための仕組みづくり（個別ファイルの作成等）を推進します。

※ 個別ファイルとは、乳幼児期から成人期までの一貫した支援のため、療育経過や個別支援計画等を一冊にまとめたファイルのこと。保護者又は本人が管理する。

ウ 専門的診断

〔現状と課題〕

発達障がいに関する知識や理解の普及により、発達障がいの専門的な診断を要する幼児、児童の増加が予想されますが、県内には専門的な診断ができる医療機関の少ない現状があります。

〔今後の方針〕

- ① 発達障がいの専門的な診断ができる医師の養成に向けての取組を医師会の協力を得ながら推進することを検討します。
- ② 診療及び研修を専門的に行い、地域で中心的な役割を果たす医療機関（子どもの心の診療拠点病院等）の整備に向けての取組を行います。

エ 家族支援

〔現状と課題〕

発達障がいの子の気づきから専門的診断を受け、障がいを受容する過程において、保護者は発達障がいのある子どもの子育てに関する具体的なアドバイスや心理的な不安についてのカウンセリングなどのケアに対するニーズが高いことが実態調査で明らかになりました。しかしながら、そういった保護者のニーズに応えられる支援体制が十分ではない現状にあります。

また、父母だけでなく兄弟姉妹や祖父母といった家族に対する支援の必要性や、障がい児をとりまく家族が同じ視点で関わっていくことの重要性も指摘されているところです。

〔今後の方針〕

- ① 医療機関、保健所、児童相談所、発達障がい者支援センター、地域療育等支援事業所などが連携して、発達障がいがある子どもを持つ家族に対するアドバイスや定期的な訪問などの継続した支援を行うことで、安心して子育てができる体制の整備を推進します。
- ② 専門機関や親の会などの協力を得ながら、発達障がい児の家族に対する情報提供、情報交換等ができる場づくりを行うことを検討します。

オ 保育所・幼稚園での支援

〔現状と課題〕

保育所や幼稚園では、初めての集団生活になることから発達障がいの発見の場ともなっており、幼児に対する指導・支援及び保護者への適切な対応が求められています。既に支援に取り組んでいますが、実態調査では、より効果的な支援の具体的な方法について専門機関からの指導・支援を求めているということが明らかになりました。

〔今後の方針〕

- ① 保育士、幼稚園教諭等が、幼児の障がいに気づき、一人ひとりの状態把握や状況に応じた適切な支援がなされるよう発達障がいに関する専門性を向上するための研修を保育所や幼稚園の連合会等の協力を得ながら推進します。
- ② 保育所や幼稚園に対する専門機関からの支援が円滑に進められる体制づくりを推進するとともに、専門知識を持つ人材を地域に養成し、具体的な指導・支援を通じた連携を推進します。

(2) 学齢期における支援—教育的支援・発達支援の充実—

ア 就学前から学校への移行

〔現状と課題〕

文部科学省の調査では、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち知的な遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難がある児童生徒の割合が 6.3%あるのに対して、本県ではその認識率が 1.6%と著しく低い現状にあります。今後は、県民の発達障がいへの理解や早期発見の進展に伴い、発達障がいの診断や疑いのある幼児児童生徒の増加が予想されます。

また、小学校への入学に際して、就学前の情報伝達が十分とはいえないため、小学校で継続した支援がなされていない場合があります。

〔今後の方針〕

出生から就学前までの成長の過程やそれまで受けてきた支援内容等の情報を入学時に引き継ぎ、それまでの経過をふまえた一貫した支援につなげていくような仕組みづくりを推進します。

- ① 就学前に受けた検査結果や受けた指導の記録、療育経過等の情報を次のライフステージにつなげるための仕組み（個別ファイルの作成等）を検討します。
- ② 医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携し、発達障がいのある幼児児童生徒を把握し、適切な支援が行われるよう各市町村に特別支援連携協議会の設置を要請します。

イ 特別支援教育

〔現状と課題〕

実態調査の結果、教員の発達障がいについての知識や理解が十分ではなく、発達障がいのある児童生徒を把握できていないことがわかりました。

また、発達障がいのある児童生徒に対する支援の進め方に困っているという回答もありました。

他にも特別支援教育コーディネーターが年度ごとに交代し、特別支援教育コーディネーターの専門性を高めるまでに至っていないという学校や、個別の指導計画や個別の教育支援計画が作成されていない学校もまだ多い現状にあります。

さらに、発達障がいのある児童生徒に対応するために必要となる指導の場や教員の確保が求められています。

〔今後の方針〕

- ① 管理職に対して研修等を通して特別支援教育の理解・啓発を進め、管理職のリーダーシップのもとに全教職員が協力し、学校全体で障がいのある児童生徒を支援する体制の充実を図ります。
- ② 校内研修の実施や啓発資料の活用を通して、全教職員の特別支援教育への理解と発達障がいのある児童生徒への対応に関するスキルアップを図ります。
- ③ 各学校の特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図るとともに、各市町村において特別支援教育のリーダーとなるコーディネーターを養成します。
- ④ 学校での支援が円滑にできるように、医療、保健、福祉、労働等の関係機関や保護者と学校が連携・協力し、個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定を推進します。
- ⑤ 小・中学校等に在籍する発達障がいのある児童生徒を支援するため、巡回相談や専門家チーム相談会の実施、情報提供や校内研修援助など特別支援学校のセンター的機能の一層の充実を図ります。
- ⑥ 通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒の中で、一部特別な指導を必要とする者に対して、適切な教育的支援が行われるよう通級指導教室の設置を推進します。
- ⑦ 小・中学校において障がいのある児童生徒に対し、障がいに応じた適切な教育を実施するため、各市町村に特別支援教育支援員の配置を要請します。

ウ 放課後及び長期休業中の発達支援

〔現状と課題〕

放課後や長期休業中の発達支援について、保護者のニーズが高いことが実態調査で明らかになりましたが、現状では社会資源の整備の状況が市町村や地域間で格差があり、十分に整備されていない状況にあります。

また、児童デイサービスは、未就学児だけでなく就学児においてもニーズが大きいものの、就学児の利用がしにくい制度となっています。

放課後児童クラブでは、発達障がいのある児童の受入体制が整っていないため指導員の研修など専門性を高める取組が必要です。

〔今後の方針〕

- ① 放課後や長期休業中の発達支援に関して、職員の研修や専門機関との連携等を通じて既存の社会資源の専門性を向上し、発達障がいのある児童生徒も利用しやすい社会資源に整備していくよう努めます。
- ② 市町村の障がい者地域生活支援事業による日中一時支援事業などの取組を支援していきます。

(3) 青年期及び成人期—就労支援・生活支援の推進—

ア 就労支援

[現状と課題]

発達障がい者が地域で自立した生活をしていくためには、就労をし、それが継続されることが重要ですが、障がいに対する職場での理解が不足しているため、必要な配慮がされず、就労する能力があるにもかかわらず就労の継続が困難になっている場合があります。

また、療育手帳又は精神保健福祉手帳等の法定雇用率に算定される手帳の所持がない場合は就労が一層困難な状況があります。

[今後の方針]

事業主に対して、正しい知識と理解の促進を図り、事業所の適切な配慮を得やすい体制づくりを行うとともに、発達障がい者本人への就労支援を進めていきます。

- ① 公共職業安定所、障害者職業センター、発達障がい者支援センター、障害者就業・生活支援センター等と連携し、適切な就労の機会の拡大に努めます。
- ② 障がい者雇用に理解のある企業や職場実習が可能な企業を募集し、認証するなど一般企業での理解を促進します。
- ③ 発達障がい者の雇用事例を紹介する等により事業主の発達障がいに対する理解の促進を図ります。
- ④ 発達障がい者が円滑な就労ができ、それが継続できるようトライアル雇用制度の利用促進を図るとともに、ジョブコーチの養成等を推進します。
- ⑤ 国の発達障がい児（者）に対する支援制度が整うまでは、療育手帳又は精神保健福祉手帳の取得を手がかりに就労を促進していくことを検討します。

イ 地域生活支援

〔現状と課題〕

実態調査では入所施設、グループホームやケアホームなどの生活の場や社会生活への適応訓練を行う場の整備を求めていることが明らかとなりましたが、発達障がい者にとって安心して生活ができるための必要な地域資源が少ない状況にあります。

また、発達障がい者の地域生活を生涯にわたりサポートする社会資源が十分でないため、発達障がい者の将来に対する保護者の不安に十分応えられない状況にあります。

〔今後の方針〕

発達障がい者が地域で自立した生活を営んでいけるように既存の地域資源を活用しながら、発達障がい者の地域生活を支援していく方法を検討し、各地域の特性に合わせ具体化していきます。

- ① 専門性のあるグループホームやケアホームなど生活の場の整備を促進するとともに、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）等の障害福祉サービスや移動支援事業等の地域生活支援事業等を通じて地域生活に必要な支援を推進します。
- ② 相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者等の既存の社会資源の発達障がいに関する専門性を向上し、地域生活の支援、社会適応に向けての訓練などの体制の充実を図ります。
- ③ 民生委員・児童委員やボランティア団体など地域の活動の中心となる人々に対する理解の促進を図り、地域で支え合う体制づくりを推進します。

ウ 権利擁護及び行動障がいへの取組

〔現状と課題〕

発達障がい者は、コミュニケーションに困難を伴う場合が多く、差別や権利の侵害を受けやすい現状があります。

また、成長過程において適切な支援や療育、教育を受けられなかったことが原因で行動障がいが生じるようになり、本人や家族が困難な状況になっている場合があります。

〔今後の方針〕

- ① 発達障がい者が差別や虐待を受け、また、権利を侵害されることがないように発達障がい者の権利擁護について法務局等と連携し、啓発活動を推進します。
- ② 警察、弁護士等に発達障がい者に関する知識の普及啓発を図り、理解の促進に努めます。
- ③ 行動障がい起きないように予防することが大切であることから、日頃から医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携を図り、発生防止につながる支援体制づくりに努めます。